

岡山県南広域都市計画道路事業 3・2・1 新岡山国道 1 号線

岡山県南広域都市計画道路事業 3・2・早 2 0 1 バイパス線

種類及び名称		岡山県南広域都市計画道路事業 3・2・1 新岡山国道 1 号線及び 岡山県南広域都市計画道路事業 3・2・早 2 0 1 バイパス線
事業地	収用の部分	岡山県岡山市南区箕島、山田、妹尾及び古新田並びに 都窪郡早島及び若宮地内
	使用の部分	岡山県岡山市南区妹尾地内
収用又は使用の手 続が保 留 され る 事 業 地		収用の部分 岡山県岡山市南区箕島、山田、妹尾及び古新田並びに 都窪郡早島及び若宮地内
		使用の部分 なし
都市計画法上の制限		都市計画事業上の制限は以下のとおり 1. 建設等の制限（都市計画法第 6 5 条） 2. 土地建物等の先買い（都市計画法第 6 7 条） 3. 土地の買取請求（都市計画法第 6 8 条）
問い合わせ先		事業計画に関する場合 岡山国道事務所 計画課 TEL：0 8 6－2 1 4－2 3 1 0 用地補償に関する場合 岡山国道事務所 用地課 TEL：0 8 6－2 1 4－2 3 0 7